○外務省告示第二十七号

平成二十七年一月十六日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億九千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十七年一月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十八号

平成二十七年一月十六日にローマで、リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十七年一月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第十号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号イの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一伯人学校イーエース太田の項の次に次のように加える。

各種学校インスチトゥト　エドゥカシオナル　ティー・エス　レクレアソン	埼玉県	高校課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

○文部科学省告示第十一号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

表学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備課程2年コース及び進学準備課程1年6か月コースの項の次に次のように加える。

大原日本語学院準備教育課程1年コース及び1年半コース	東京都千代田区	平成二十七年四月一日

表財団法人アジア学生文化協会留学生日本語コース大学進学準備1年課程及び留学生日本語コース大学進学準備1.5年課程の項の次に次のように加える。

公益財団法人アジア学生文化協会留学生日本語コース大学進学準備1年課程及び留学生日本語コース大学進学準備1.5年課程	東京都文京区	平成二十六年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂字行沢一四七四の二、一七二五の二、一九六二の二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字五反田字後界戸二八三一の四、二八三四、二八三五、大字平字白井沢一〇二の一、一〇六の一

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後界戸二八三一の四、二八三四、二八三五（次の図に示す部分に限る。）、字白井沢一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、字十二平一〇四の一、一〇五の一、一〇六の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県大野市上打波甲六一字魚帰六の二、六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上打波甲六一字魚帰六の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町上内田字宇曽三一三六、三一三八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇曽三一三六・三一三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）